

おくやみ手続き一覧表



このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。
亡くなられた方に関する役場での主なお手続きを一覧表にまとめました。
ご不明な点がございましたら、各担当課にお問い合わせください。

【窓口にお持ちいただくもの】

◆窓口にお越しになる方の本人確認書類

官公署が発行した顔写真付きの証明書

例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、障害者手帳、
運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）など

官公署が発行した顔写真付きの証明書がない場合は、次のものから2点以上

例：資格確認書、医療費受給者証、年金証書、年金手帳、介護保険被保険者証など

◆手続きごとに必要な書類が異なりますので、下記の一覧表をご確認ください。

※窓口にお越しになる方の続柄等によっては、委任状が必要になる場合があります。

手続きの種類		手続きの内容	担当課等
住民票		世帯主が亡くなられた場合、別の世帯員が世帯主となります。 死亡届出時に、ご家族の方に新しい世帯主を確認した上で世帯主変更を行っていますので、手続きは必要ありません。（2人世帯の場合は、自動的に変更します。）	町民健康課 町民係 庁舎1階②番窓口 TEL0493-63-5010
戸籍謄（抄）本		死亡事項に係る記載が完了するまでに、死亡届出日から7日程度かかります。 ※本籍地が吉見町以外の場合や土日祝日に届出した場合は、さらに時間がかかります。	
印鑑登録		印鑑登録をしていた場合は、印鑑登録証を返納するか、ハサミ等で切って破棄してください。	
通知カード マイナンバーカード 住民基本台帳カード		自動的に廃止されますので、返納義務はありません。 ただし、死亡に伴う各種手続き等でマイナンバーが必要になることがありますので、手続きが終わるまで保管してください。 なお、返納を希望の場合は担当課にお持ちください。	
年金	国民年金	個々の状況によって異なりますので、詳しくは担当課または年金事務所にお問い合わせください。	町民健康課 保険年金係 庁舎1階③番窓口 TEL0493-63-5011
	厚生年金		川越年金事務所 TEL049-242-2657 （代表）
	農業者年金に加入または受給していた場合	埼玉中央農業協同組合新吉見支店にお問い合わせください。	埼玉中央農業協同組合 新吉見支店 TEL0493-54-1531

手続きの種類		手続きの内容	担当課等
年金	町村議会議員共済年金を受給していた場合 ※遺族年金を含む	死亡に伴う各種手続きが必要になります。個々の状況によって異なりますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。	議会事務局 庶務議事係 庁舎4階⑬番窓口 Tel0493-63-5024
	上記以外の共済年金	各共済組合にお問い合わせください。	
国民健康保険	国民健康保険に加入していた場合	☐ 相続人代表者を申し出ていただく申立書をご提出ください。 【必要なもの】 ・相続人代表者の振込先口座がわかるもの ☐ 資格確認書等を返納してください。 【必要なもの】 ・資格確認書 ・（交付を受けている方のみ） 高年齢受給者証、限度額適用認定証 標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証 【期限】 早めにお手続きをしてください。 ☐ 葬祭費の支給申請をしてください。 【必要なもの】 ・喪主名義の振込先口座がわかるもの ・会葬礼状の原本 ※会葬礼状を作成していない場合は、葬祭費用の領収書の原本（喪主名義） 【期限】 葬祭を行った日の翌日から2年以内	町民健康課 保険年金係 庁舎1階③番窓口 Tel0493-63-5011
	世帯主が亡くなった場合	☐ 同じ世帯に国民健康保険に加入中の方がいる場合は、資格確認書の差し替えが必要です。 【必要なもの】 ・資格確認書 【期限】 早めにお手続きをしてください。	
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度に加入していた場合	☐ 相続人代表者を申し出ていただく申立書をご提出ください。 【必要なもの】 ・相続人代表者の振込先口座がわかるもの ☐ 資格確認書等を返納してください。 【必要なもの】 ・資格確認書 ・（交付を受けている方のみ） 限度額適用、標準負担額減額認定証 特定疾病療養受領証 【期限】 早めにお手続きをしてください。 ☐ 葬祭費の支給申請をしてください。 【必要なもの】 ・喪主名義の振込先口座がわかるもの ・会葬礼状の原本 ※会葬礼状を作成していない場合は、葬祭費用の領収書の原本（喪主名義） 【期限】 葬祭を行った日の翌日から2年以内	町民健康課 保険年金係 庁舎1階③番窓口 Tel0493-63-5011

手続きの種類		手続きの内容	担当課等
介護保険	65歳以上の方または介護認定（事業対象者を含む）を受けていた場合	死亡後の手続き（申立書及び介護保険資格喪失届の記入）とあわせて、被保険者証等を返納してください。 【必要なもの】 ・相続人代表者の振込先口座がわかるもの ・被保険者証 ・（交付を受けている方のみ） 負担割合証、負担限度額認定証 【期限】 早めにお手続きをしてください。	長寿福祉課 介護保険係 庁舎1階④番窓口 TEL0493-63-5013
	高額介護サービス費を受給していた場合	高額介護サービス費を受給されている方で、未支給分がある場合は、振込先を変更してください。 【必要なもの】 ・相続人代表者の振込先口座がわかるもの ※相続関係が分かる書類が必要な場合があります。 【期限】 早めにお手続きをしてください。	
高齢者福祉	（高齢者福祉）紙おむつの給付を受けていた場合	担当課まで中止の連絡をお願いします。 【期限】 早めにご連絡をお願いします。	
	配食サービスを利用していた場合	中止の手続きをしてください。 ・65歳以上の方 ⇒ 長寿福祉課包括支援係（地域包括支援センター） ・障害者手帳をお持ちの方 ⇒ 長寿福祉課福祉係 【期限】 早めにお手続きをしてください。	長寿福祉課 包括支援係 （地域包括支援センター） 庁舎北方、消防署うらの保健センター内です。 TEL0493-53-0370 長寿福祉課 福祉係 庁舎1階④番窓口 TEL0493-63-5012
	ねたきり老人等手当を受給していた場合	資格の喪失手続きをしてください。 【必要なもの】 ・（未払い分の手当がある方のみ） 相続人代表者の振込先口座がわかるもの ※相続関係が分かる書類が必要な場合があります。 【期限】 早めにお手続きをしてください。	長寿福祉課 福祉係 庁舎1階④番窓口 TEL0493-63-5012
	緊急通報システムを利用していた場合	中止・撤去の手続きをしてください。 【期限】 早めにお手続きをしてください。	
	高齢者見守りシールを利用していた場合	中止の連絡をお願いします。	長寿福祉課 包括支援係 （地域包括支援センター） 庁舎北方、消防署うらの保健センター内です。 TEL0493-53-0370

手続きの種類	手続きの内容	担当課等
障害者福祉	手帳等を返納してください。 【必要なもの】 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 【期限】 早めにお手続きをしてください。	長寿福祉課 福祉係 庁舎1階④番窓口 Tel0493-63-5012
	受給者証を返納してください。 【必要なもの】 ・重度心身障害者医療費受給者証 ・（未請求分の医療費がある方のみ） 未請求分の医療費領収書、相続人代表者の振込先口座がわかるもの ※相続関係が分かる書類が必要な場合があります。 【期限】 早めにお手続きをしてください。	
	自立支援医療費受給者証をお持ちだった場合 自立支援医療費（更生医療・育成医療・精神通院）受給者証を返納してください。 【期限】 早めにお手続きをしてください。	
	重度心身障害者福祉手当を受給していた場合 資格の喪失手続きをしてください。 【必要なもの】 ・（未払い分の手当がある方のみ） 相続人代表者の振込先口座がわかるもの ※相続関係が分かる書類が必要な場合があります。 【期限】 早めにお手続きをしてください。	
	☐ 受給者が亡くなられた場合は、資格の喪失手続きをしてください。 【必要なもの】 ・特別児童扶養手当証書 ・（未払い分の手当がある方のみ） 対象児童名義の振込先口座がわかるもの ☐ 対象児童が亡くなられた場合は、特別児童扶養手当証書を返納してください。 ※個々の状況によって異なりますので、詳しくは担当課にお問い合わせください。 【期限】 早めにお手続きをしてください。 ※ただし、個々の状況によっては、亡くなられた日の翌日から15日以内	

手続きの種類		手続きの内容	担当課等
障害者福祉	特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していた場合	資格の喪失手続きをしてください。 【必要なもの】 ・（未払い分の手当がある方のみ） 相続人代表者の振込先口座がわかるもの ※相続関係が分かる書類が必要な場合があります。 【期限】 亡くなられた日から14日以内	長寿福祉課 福祉係 庁舎1階④番窓口 Tel0493-63-5012
	社会福祉協議会のサービスを利用していた場合	社会福祉協議会の窓口で、サービス終了の手続きをしてください。 ・福祉機器の貸し出し ・福祉移送サービス ・ささえあいサービス ・老人愛の牛乳給食サービス ・傾聴ボランティア 【期限】 早めにお手続きをしてください。	社会福祉協議会 庁舎北方、消防署 うらの福祉館内です。 Tel0493-54-5228
子ども	こども医療費を受給していた場合	☐ 受給者が亡くなられた場合は、受給者変更の手続きをしてください。 【必要なもの】 ・こども医療費受給資格証 ・対象児童の新しい健康保険情報がわかるもの（マイナンバーカード、資格確認書など） ・新たに受給者となる方の振込先口座がわかるもの 【期限】 亡くなられた日の翌日から15日以内 ☐ 対象児童が亡くなられた場合は、こども医療費受給資格証を返納してください。 【期限】 早めにお手続きをしてください。	子育て支援課 児童支援係 庁舎2階⑩番窓口 Tel0493-63-5014
	児童手当を受給していた場合	☐ 受給者が亡くなられた場合は、受給者変更の手続きをしてください。 【必要なもの】 ・新たに受給者になる方のマイナンバーカード ・新たに受給者になる方の振込先口座がわかるもの ・（未払い分の手当がある方のみ） 対象児童の振込先口座がわかるもの 【期限】 亡くなられた日の翌日から15日以内 ☐ 対象児童が亡くなられた場合は、資格喪失または額改定の手続きをしてください。 【期限】 早めにお手続きしてください。 ※受給者が公務員の場合は、勤務先へお問合せください。	

手続きの種類		手続きの内容	担当課等
子ども	ひとり親家庭等医療費を受給していた場合	受給者が亡くなられた場合は、ひとり親家庭等医療受給者証を返納してください。 【期限】 早めにお手続きしてください。 ※個々の状況によって異なりますので、詳しくは担当課にお問い合わせください。 ※養育者等の方が新たに受給される場合は、担当課にご相談ください。	子育て支援課 児童支援係 庁舎 2 階⑩番窓口 Tel0493-63-5014
	児童扶養手当を受給していた場合	□ 受給者が亡くなられた場合は、受給者死亡の手続きをしてください。 【必要なもの】 ・（未払い分の手当がある方のみ） ・対象児童名義の振込先口座がわかるもの ・児童扶養手当証書 ・受給者の死亡を証する書類 【期限】 亡くなられた日から 14 日以内 □ 対象児童が亡くなられた場合は、資格喪失または額改定の手続きをしてください。 【必要なもの】 ・児童扶養手当証書 【期限】 早めにお手続きをしてください。 ※個々の状況によって異なりますので、詳しくは担当課にお問い合わせください。 ※養育者等の方が新たに受給される場合は、担当課にご相談ください。	
	就学援助費を受給していた場合	受給者が亡くなられた場合は、受給者変更の手続きをしてください。 【必要なもの】 ・新たに受給者になる方の振込先口座がわかるもの 【期限】 早めにお手続きをしてください。	教育委員会 教育総務課 学校教育係 Tel0493-54-7807 庁舎2階⑩番窓口
税金	町税がある場合	相続人代表者指定届の提出をお願いします。 これは、法定相続人の中から、亡くなられた方にかかる町税の納付や還付に関する書類等を受け取る代表者を指定していただくものです。 相続の内容が未定の場合でもご提出ください。 【期限】 早めにお手続きをしてください。	
固定資産税	未登記家屋を所有していた場合	亡くなられた方が所有されていた家屋（法務局の建物登記簿に登記されていない家屋）について、相続等で所有者が変更となった場合は、未登記家屋所有者変更届を提出していただく必要があります。 【必要なもの】 ・未登記家屋所有者変更届 ・遺産分割協議書または、法的に有効な遺言書の写しもしくは、同意書 ※登記簿のある家屋については、法務局で所有権移手続きを行ってください。町での手続きは必要ありません。	税務会計課 課税係 庁舎 1 階①番窓口 Tel0493-54-5028

手続きの種類		手続きの内容	担当課等
軽自動車税	原動機付自転車等を所有していた場合	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕用・その他)の名義変更・廃車等の手続きをしてください。 【必要なもの】 名義変更の場合 ・標識交付証明書 ・届出人の身分証明書 廃車の場合 ・吉見町の標識(ナンバープレート) ・標識交付証明書 ・届出人の身分証明書 ※状況により、別途書類が必要になる場合があります。 【期限】 早めにお手続きをしてください。	税務会計課 課税係 庁舎1階①番窓口 Tel0493-54-5028
	軽自動車(三輪・四輪)を所有していた場合	軽自動車(三輪・四輪)の名義変更・廃車等の手続きをしてください。 【必要なもの】 詳しくは軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所にお問い合わせください。 【期限】 早めにお手続きをしてください。	軽自動車検査協会 Tel050-3816-3112 (コールセンター)
	二輪の小型自動車・二輪の軽自動車を所有していた場合	二輪の小型自動車(250cc超)・二輪の軽自動車(125cc～250cc以下)の名義変更・廃車等の手続きをしてください。 【必要なもの】 詳しくは関東運輸局埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所にお問い合わせください。 【期限】 早めにお手続きをしてください。	陸運局 Tel050-5540-2027
税金等	町税等の口座振替をしていた場合	亡くなられた方の口座から町税等が振替をされている場合には、口座振替の解約または変更手続きをお願いします。 【期限】 早めにお手続きをしてください。	税務会計課 管理徴収係 庁舎1階①番窓口 Tel0493-54-5029
上下水道	水道の契約者だった場合	水道使用名義人が亡くなられた場合は、名義変更または使用中止の手続きをしてください。また、亡くなられた方の口座から振替をされている場合には、口座振替の変更手続きをしてください。 【期限】 早めにお手続きをしてください。	水生活課 水道業務係 庁舎3階⑫番窓口 Tel0493-54-1545
	下水道受益者負担金	下水道受益者負担金徴収猶予を受けている受益者が亡くなられた場合は、受益者変更の手続きをしてください。 【期限】 早めにお手続きをしてください。	水生活課 下水道業務係 庁舎3階⑫番窓口 Tel0493-54-1545
	浄化槽をお使いの場合	浄化槽管理者が亡くなられた場合は、管理者変更の手続きをしてください。 【期限】 早めにお手続きをしてください。	水生活課 下水道業務係 庁舎3階⑫番窓口 Tel0493-54-1545

手続きの種類		手続きの内容	担当課等
空き家	空き家になる場合	空き家の適切な管理をお願いします。	環境課 環境衛生係 庁舎 1 階⑤番窓口 Tel0493-63-5017
飼い犬	犬を飼っていた場合	故人が犬を飼っていた場合、飼い主変更の手続きをしてください。 ※他市町村へ犬の登録を変更する場合は、犬鑑札を持ち、他市町村の担当課へ届出をしてください。 【期限】 早めにお手続きをしてください。	
農地	農地を所有していた場合	農地を相続した場合は、農業委員会に届出してください。詳しくは担当課にお問い合わせください。 【期限】 農地の権利取得を知った日から概ね 10 か月以内	農業委員会 庁舎 2 階⑧番窓口 Tel0493-63-5025